第明治三十五種郵便物認可　三十一日

（記載上の注意）

１．法第38条第１項の登録申請書（特定信託会社にあっては、法第37条の２第３項の規定による届出書）又は法第41条第４項（法第37条の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．法第37条の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第37条の２第３項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第９号の３（第９条の２関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務実施計画

［表略］

（記載上の注意）

［略］

（別添１）　［略］

（別添２）

４．為替取引に係る業務の提供方法

⑴　為替取引の種類等、提供方法

［表略］

［⑵～⑸　略］

（記載上の注意）

１．「為替取引の種類等、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位（外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

［２．～５．　略］

６．資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと）に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

７．［略］

⑹　資金移動の概要図

［表略］

（記載上の注意）

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに資金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと）に記載すること。

（別添３）

５．為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

［表略］

（記載上の注意）

１．法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第４項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．「登録番号」は、法第37条の登録を受けている場合にのみ記載すること。

別紙様式第９号の３（第９条の２関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務実施計画

［同左］

（記載上の注意）

［同左］

（別添１）　［同左］

（別添２）

４．為替取引に係る業務の提供方法

⑴　為替取引の種類、提供方法

［同左］

［⑵～⑸　同左］

（記載上の注意）

１．「為替取引の種類、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。

［２．～５．　同左］

６．資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

７．［同左］

⑹　資金移動の概要図

［同左］

（記載上の注意）

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに資金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。

（別添３）

５．為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

［同左］